

# 岐阜市余熱利用施設(プラザ掛洞)

## 指定管理者募集要項

令和3年7月

岐阜市環境部  
掛洞プラント

# 目 次

1 募集の趣旨	1
2 基本的な運営方針	1
3 応募資格	1
4 指定期間	2
5 施設の概要	2
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 供用開始日	
(4) 施設概要	
(5) 運営状況	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	4
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲	
(4) 権利義務の譲渡の禁止	
(5) 業務の再委託の制限	
(6) 自主事業	
(7) リスク分担に対する方針	
(8) 指定の取消し等	
(9) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	9
(1) 指定管理者の収入について	
(2) 委託料の支払い	
(3) 委託料・利用料金の精算(取扱い)	
(4) 管理口座・区分経理	
(5) 納税義務について	
8 指定管理者の審査・選定の方法	11
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	15

10 指定までのスケジュール .....	15
11 応募手続等 .....	15
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 現地説明会	
(4) 質問の受付	
(5) 応募に係る留意事項	
12 問い合わせ先及び書類の提出先 .....	16
[別紙] 提出書類一覧及び様式	

## 1 募集の趣旨

岐阜市余熱利用施設(以下「プラザ掛洞」という。)は、市民の健康と福祉の増進を図る健康増進施設(健康増進)であるとともに、省エネ・リサイクル意識の高揚(環境配慮)及び地元への還元(地元貢献)を目的とする施設であり、その管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市余熱利用施設条例(以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者の様々なニーズへの対応やサービスが求められており、創意工夫によるサービスの向上を図ることにより、利用者の一層の利用を目指しています。

指定管理者は、公平かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、設置理念に基づき総合的な管理や、利用者の意見や要望を反映する管理を確実に実行することが必要となります。

## 2 基本的な運営方針

プラザ掛洞は一般廃棄物処理施設(掛洞プラント)のごみ焼却処理の過程で発生する余熱をエネルギーとし、プールの温水や浴場をはじめ、冷暖房・給湯等に利用しており、子どもから大人まで、一年中気軽に健康的に楽しめる施設として重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

## 3 応募資格

(1) 応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

ア 個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

イ 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。

ウ 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けていないこと。

エ 管理運営のために必要な、資格、免許を有すること。また、電気保安業務委託(電気主任技術者)を行う場合、事前に市の承認を得ること。

オ 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない(競争入札の参加資格を有する)団体であること。

カ 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。

ク 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。

ケ 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第4条に規定する排除措置の対象でないこと。

コ 市税等の滞納がない団体であること。

(2) コンソーシアムの際の注意事項

ア 複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。

イ コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。

ウ 法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。

エ 構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。

オ コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第6号から第10号までの書類の提出が必要です。

カ コンソーシアムを構成するすべての団体が応募資格を満たしていることが必要です。

#### 4 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間とします。

#### 5 施設の概要（施設図面の閲覧は、掛洞プラントで行います。）

- (1) 名 称 プラザ掛洞
- (2) 所在地 岐阜市奥1丁目104番地
- (3) 供用開始日 平成7年10月31日
- (4) 施設概要
- ア 構造・規模 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上2階建
- イ 敷地面積 1,815 m<sup>2</sup>
- ウ 延べ床面積 2,099.99 m<sup>2</sup>
- エ 駐車場 第1駐車場 3,000 m<sup>2</sup> 第2駐車場 3,500 m<sup>2</sup>(芝生広場除く)
- オ 施設内容
- 1 階
- \*温水プール(FRP製) 平均水温 30℃
    - ・一般用 25m 6コース(障害者用スロープ付)  
コース幅 2.1m 水深 1.0~1.2m  
面積 325 m<sup>2</sup> 容積 360 m<sup>3</sup>
    - ・幼児用:面積 28.2 m<sup>2</sup> 容積 14.1 m<sup>3</sup> 水深 0.5m
    - ・着水プール:面積 19.0 m<sup>2</sup> 容積 19.0 m<sup>3</sup> 水深 1.0m
    - ・ウォーターライダー:全長 40m 高さ 5.0m
    - ・象さん滑り台:全長 2m 高さ 1m
    - ・採暖室:面積 7.2 m<sup>2</sup> 室温 45~50℃
    - ・更衣室:ロッカー男女各 60名分・トイレ
    - ・多目的更衣室(施錠可):ロッカー6名分
  - \*指導員室
  - \*浴場(男女共) 平均湯温 41℃
    - ・男子浴室(面積 70.0 m<sup>2</sup>)
      - 大浴槽:15.0 m<sup>2</sup> 気泡風呂:5.5 m<sup>2</sup> 水風呂:3.5 m<sup>2</sup>
      - サウナ室:7.2 m<sup>2</sup> 6~8名用
      - 脱衣室:ロッカー30名分・トイレ
    - ・女子浴室(面積 80.0 m<sup>2</sup>)
      - 大浴槽:15.0 m<sup>2</sup> 気泡風呂:7.0 m<sup>2</sup> 水風呂:4.0 m<sup>2</sup>
      - サウナ室:6.0 m<sup>2</sup> 4~6名用
      - 脱衣室:ロッカー30名分・トイレ
  - \*多目的トイレ
- 2 階
- \*玄関ホール
  - \*休憩室 和室 52畳(28畳、24畳の2室)
  - \*会議室 洋室 63.8 m<sup>2</sup>
  - \*事務室 36.0 m<sup>2</sup>
  - \*まんがコーナー \*多目的トイレ

(5) 運営状況

ア 現在の運営体制

(ア) 管理運営部門(職員2名、嘱託職員6名)

(イ) プール監視部門

温水プール及びスライダー等を監視できるよう下記の監視員を配置し、常時1名以上の女性監視員を配置している。

a 平 日 業務主任相当者1名、監視員2名

b 土 曜 日 業務主任相当者1名、監視員3名

c 休日(日曜日・祝日) 業務主任相当者1名、監視員3名

d 夏期Ⅰ(夏休み期間、お盆期間除く)

業務主任相当者1名、監視員4名(17:00からは3名)

E 夏期Ⅱ(お盆期間)

業務主任相当者1名、監視員5名(17:00からは4名)

(ウ) ボイラー等機械運転管理 常時1名配置(有資格者)

(エ) 利用料金 プール又は浴場のみ 一般 410円、中学生以下・70歳以上 200円  
両施設とも使用 一般 610円、中学生以下・70歳以上 300円

\*ほかに、回数券などで使用する団体があります。

イ 水泳教室等開催数

令和3年度 40講座開催予定

令和2年度 10講座

令和元年度 39講座

平成30年度 45講座

平成29年度 45講座

ウ 利用者数

年度	合計	プール	浴場
R2※1	28,656	15,487	13,169
H31(R1)※2	77,210	39,639	37,571
H30	81,435	42,989	38,446
H29	82,688	41,620	41,068

※1 新型コロナウイルスの影響により、4・5月休館及び6月以降利用者制限有

※2 新型コロナウイルスの影響により、3月休館

エ 収支決算・予算

年度	支出	収 入		
		委託料	利用料金	その他諸収入
R3(予算)※3	69,945,400	58,155,400	8,628,000	3,162,000
R2※3	57,687,235	53,105,814	6,731,320	1,108,018
H31(R1)	70,847,822	46,476,388	16,962,930	3,983,424
H30	73,028,509	44,200,000	18,342,280	4,403,071
H29	72,194,845	44,200,000	19,093,060	4,296,336

※3 新型コロナウイルスの影響により委託料の増額

( 消費税 10%:R2、R3  
消費税 8%:(~R1.9.30) 10%:(R1.10.1~)  
消費税 8%:H29、H30 )

## 6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(詳細は別添の「岐阜市余熱利用施設管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照)

### (1) 管理運営形態

本施設は利用料金制度を導入して管理運営していただきます。

#### ア 利用料金制度とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としていますが、利用料金制度では、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

また、利用したときにかかる料金の額を、条例に定められた範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が設定することとします。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てることとなります。

#### イ 利用料金等の設定について

利用料金は条例第9条第2項に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、応募時に提案していただきます。

#### ウ 利用料金の減免について

指定管理者は利用料金の減免を行なうことができますが、条例第10条第2項及び岐阜市余熱利用施設条例施行規則(平成7年規則第56号。以下「施行規則」という。)第7条を適用していただきます。

<施行規則第7条要旨>

次の場合、利用料金を減免するものとする。

減免基準	減免額
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者	5割相当額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている者	5割相当額
都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する政令指定都市から療育手帳の交付を受けている者	5割相当額
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けた者	5割相当額
上記4項までのいずれかに該当する者が介護を必要とする場合の介護者。ただし、介護を必要とする者1人につき1人の介護者に限る。	5割相当額
市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園の園児、児童若しくは生徒又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置された児童福祉施設の児童が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	免除
市外の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園の園児、児童若しくは生徒又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置された児童福祉施設の児童が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	5割相当額
20人以上の団体で利用する場合	2割相当額
岐阜県家庭の日を定める条例(昭和42年岐阜県条例第11号)第2条第1項に規定する家庭の日に中学生以下の者が利用する場合	免除
市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

#### エ 利用料金の返還について

利用料金の返還については、条例第10条第3項を適用していただきます。ただし返還する場合は、事前に市と協議が必要です。

## (2) 管理基準

### ア 管理に関する基本的な考え方

- (ア) 条例、施行規則、プラザ掛洞の管理に関する要綱等(岐阜市HP等参照)に基づき、適切な管理を行うこと。
- (イ) 公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに、住民サービスの向上に努めること。
- (ウ) 市民ニーズの把握に努め、管理運営に反映させること。
- (エ) 市民の健康増進に寄与する管理を行うこと。
- (オ) 利用者に対し、清潔、安全及び快適な環境を提供すること。
- (カ) プラザ掛洞が環境に優しい「余熱利用施設」であることを踏まえ、環境負荷の低減対策及び啓発活動に努めること。
- (キ) プラザ掛洞で行っている水泳教室等の事業を継続すること。
- (ク) 効果的かつ効率的運営を行うこと。

### イ 開館時間 10:00~21:00

○浴場	全日	10:00~21:00
	夏期学校休業日*	10:00~21:00
○温水プール	平日	13:00~21:00
	土曜日	10:00~21:00
	日曜日・祝日	10:00~18:00
	夏期学校休業日*	10:00~21:00
○会議室	全日	10:00~21:00

### ウ 休館日

毎週月曜日(その日が祝日の日は翌日)

ただし、夏期学校休業日\*期間 7月21日~8月31日は営業します。

年末年始(12月31日~翌年1月5日)

なお、使用時間及び休館日について、指定管理者は必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を臨時に開館し、または使用時間及び休館日を臨時に変更することができます。

### エ 使用許可の基準

#### (ア) 使用の制限及び中止

a 条例第12条各号に定める場合には、使用させないでください。

b 条例第13条各号に定める場合には、使用の中止を命じてください。

#### (イ) 貸切使用の制限及び中止

貸切使用の許可は条例第14条の規定により、規則第8条に基づいて行います。

貸切使用の取り消しは条例第14条の規定に基づき行います。

### オ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)第7条第1項の規定により、個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じてください。

#### (ア) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。

#### (イ) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。

#### (ウ) 不要となった保有個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去すること。

なお、個人情報以外の情報については、岐阜市情報公開条例に基づき情報公開に努めること。

### カ 目的外使用の基準

プラザ掛洞を設置の目的以外に施設を利用することはできません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができ、このことを行政財産目的外使用許可といい、市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

次の場合、行政財産の目的外使用許可が必要となります。



- (ア) 当該施設を利用する者の利便を図り、自動販売機、売店等の設置、物品の販売、古紙回収ボックス及び自らの広告物掲示などを行うとき。
- (イ) 公の学術調査、研究又は公共目的のために行われる講演会、研修会等に短期間使用させるとき。
- (ウ) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (エ) その他市長が当該施設の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

キ 災害発生時の指定管理者の対応について

- (ア) 施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されているため災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害(以下、「災害」という。)が発生した時は、市の依頼により避難所の開設及び運営に応じること。
- (イ) 災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。
- (ウ) 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

ク 環境への配慮について

岐阜市では環境管理システム(GEMS)を策定し、環境改善活動に取り組んでいます。  
 プラザ掛洞は環境部が所管する施設であり、また余熱利用施設であることから省エネやリサイクル、CO2 の削減等の提案、環境負荷への低減対策を実行・記録し、適宜結果を報告するなど環境に配慮した施設管理を行ってください。

ケ その他

- 掛洞プラント建設に伴う地元還元施設であることを踏まえ、下記の事項について配慮すること。
- (ア) 市との協議による施設の円滑な運営
- (イ) 地元から推薦された5名(嘱託職員)の雇用
- (ウ) プラザ掛洞の運営に協力している地元業者の継続使用
- (エ) 地元や施設利用者が利用する古紙回収ボックスの管理
  - ・その他の管理基準は「仕様書」及び「指定管理業務に係る特記仕様書」のとおり

**(3) 業務の範囲(指定管理業務)**

- ア プラザ掛洞の経営管理に係わる業務
  - ・企画、事業計画の策定
  - ・モニタリング
  - ・市及び関係機関との連絡調整
  - ・報告書の作成
  - ・自己評価
  - ・新旧の指定管理者との引継
  - ・その他
- イ プラザ掛洞の施設運営に係わる業務
  - ・利用許可および制限
  - ・利用管理
  - ・利用料金の收受及び減免
  - ・広報、営業活動
  - ・その他
- ウ プラザ掛洞の施設維持管理に係わる業務
  - ・施設及び設備などの保守、点検
  - ・保安警備
  - ・その他
- エ 指定事業
  - ・施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業
- オ 市の関連施設に関わる管理業務
  - ・佐野最終処分場跡地を利用する団体への鍵の受渡しに関すること
  - ・その他
- カ その他
 

本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化、更には、来るべき行政のデジタル化の推進のため、令和3年度より、キャッシュレス決済の導入を進めておりますので、可能な限り、キャッシュレス決済に係る提案をしてください。

なお、本市のキャッシュレス決済サービスで取り扱うブランドは以下のとおりとなります。

クレジットカード	「VISA」、「MasterCard」
電子マネー	「TOICA」、「manaca」、「Suica」、「PASMO」、「SUGOCA」、「nimoca」、「ICOCA」、「はやかけん」、「kitaca」
QRコード決済	「PayPay」、「d払い」、「auPAY」、「LINEPay」、「メルペイ」、「WeChatPay」、「ALipay」

#### (4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

#### (5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

#### (6) 自主事業(指定管理者の費用負担による業務)

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的の範囲であれば、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただき、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同様となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

#### (7) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。

下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理(管理主体)への円滑な移行(引継ぎ)	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断または市の責めに帰すべき事由による場合(施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	

7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

このうちNo.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

#### <市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円	死亡補償保険金 500万円
	1事故につき3億円	後遺障害補償保険 20万～500万円
	財物賠償 1事故につき1000万円	入院補償 1日から適用
		通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。  
補償保険については、指定管理者は被保険者とみとめられていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

#### (8)指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
  - ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
  - ・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
  - ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

## (9)モニタリングの実施

### ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行いません。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行なうことがあります。

#### (ア) 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

#### (イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行いません。

#### (ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

#### (エ) 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

### イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

### ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

## 7 指定管理に関する経費(負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照)

指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料と指定管理者の収入となる利用料金により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行いません。

### (1) 指定管理者の収入について

利用料金収入見込額(その他収入含む)と委託料の合計額は、以下の金額を想定しております。

年度(令和)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
合計額 (千円・税込)	79,976	78,151	78,151	79,976	78,151

※ただし、委託料の上限額については、積算内訳に記載の額とします。

<積算内訳>

区 分		金額(円)	備 考
歳 入	委託料	56,134,000 (57,959,000)	括弧内は令和4年度 および令和7年度
	利用料金収入	17,800,000	
	その他収入	4,217,000	
	合 計	78,151,000 (79,976,000)	括弧内は令和4年度 および令和7年度
歳 出	人件費	40,920,000	
	需用費(電気料除く)	18,907,000	
	需用費(電気料)	7,600,000	
	役務費	572,000	
	委託料	4,925,000	
	使用料及び手数料	435,000	
	建築物・プール点検委託業務	(1,825,000)	括弧内は令和4年度 および令和7年度
	その他	700,000	
	租税公課	4,092,000	
合 計	78,151,000 (79,976,000)	括弧内は令和4年度 および令和7年度	

※10%の消費税及び地方消費税を含む ※費目の詳細については収支予算書参照

## (2) 委託料の支払い

市は、以下の対象経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、委託料として別途締結する協定書に基づき指定管理者に支払います。支払い時期や支払い方法については協定書により定めます。

なお、指定管理中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料の額(※)とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定管理期間中は増額しません。

(※)本施設は電力入札等によって経費削減が期待できる高圧電力施設です。電気料金について応募者は、より廉価な電力プラン等により積算し、提案してください。

なお、供給電気方式や予定使用電力量等については別紙「プラザ掛洞電気需給仕様書」を参照してください。

本事業では利用料金制度を採用することとし、利用料金は指定管理者の収入とします。

### 【対象経費】

- ・経営管理に関する経費
- ・施設運営に関する経費
- ・維持管理に関する経費
- ・指定事業の実施に関する経費

## (3) 委託料・利用料金の精算(取扱い)

当初収支計画の委託料・利用料金の精算(取扱い)については、下記のとおりです。

- ・経費の削減などにより生み出された剰余金については、原則として返還を求めません。
- ・利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行ないません。
- ・委託料の算定基礎である当初収支計画に対し、収支決算において利益が生じた場合、利益20%を市に納入していただきます。この精算は、翌年度、実績報告書が提出された後、行なうこととします。

#### (4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

#### (5) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②事業を行なう者にかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については岐阜市役所市民税課、③については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

事業所税については、課税と見込んだ収支計画に対し、決算において非課税となった場合、当該事業所税分については返納していただくこととなります。

なお、法人税・消費税等の国税については、税務署へ、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

### 8 指定管理者の審査・選定の方法

#### (1) 基本的な考え方

公の施設(以下、「施設」という。)は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨やプラザ掛洞の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法を定めます。

#### (2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会(以下、「委員会」という。)において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

#### (3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、選外となった応募団体については、団体名を公表しません。

#### (4) 選定方式

##### 第1次審査(資格審査及び書類審査)

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であるか。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けていないこと。	適・否
3	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有しているか。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※ 第1次審査を通過した後であっても、上記審査項目に不適合であることが判明した、もしくは不適合となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

##### 第2次審査(提案内容等の審査)

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は300点を満点とし、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点結果が配点合計の6割未満の場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

### 選定基準及び評価項目及び配点

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目	採点 結果
公平性 透明性	35	住民の平等 利用が確保 されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	70	事業計画書 の内容が、 対象施設の 効用(設置目 的)を最大限 発揮するも のであるこ と	『事業計画書の内容が、対象施設の効用(設置目的)を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策(窓口対応、プロモーション、設備の整備など)	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置	
			キャッシュレス決済の導入	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	65	事業計画書 の内容が、 管理経費の 縮減が図ら れるもので あること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性(サービスとコストのバランスなど)	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性(無理はないか)	
			利用料金を収受する施設の場合、収入の増加を図るための方策	
			電気料金に関する提案	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	



安定性 安全性	65	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
			経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制	
			スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策(利用者の安全確保、防止策、非常時の対応マニュアルなど)	
			リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)	
			グループ応募(コンソーシアム)の場合、グループの安定性	
			グループ応募(コンソーシアム)の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
貢献性	65	事業計画書の内容が岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			地元の法人その他の団体の育成(一部業務の再委託先)	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
合 計				

## ●総合評価

審査結果	審査内容(選定・不選定の理由等)

## 9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者がコンソーシアムとなった場合は、協定書の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

## 10 指定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表・配布	令和 3年 7月 1日(木) ~ 8月20日(金)
(2) 説明会・現地見学会の開催	令和 3年 7月13日(火)~16日(金)の1日
(3) 質問受付期間	令和 3年 7月21日(水) ~ 8月20日(金)
(4) 申請書受付期間	令和 3年 7月21日(水) ~ 8月20日(金)
(5) 第一次審査(資格審査等)	令和 3年 8月下旬頃 ~ 9月中旬頃
(6) 第二次審査(提案内容等の審査)	令和 3年 9月中旬頃 ~ 10月中旬頃
(7) 選定結果の通知・公表	令和 3年11月上旬頃
(8) 市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を上程	令和 3年11月下旬頃
(9) 指定の通知	令和 3年12月中旬以降
(10) 協定書の締結	令和 4年 1月 ~ 2月頃
(11) 事務引継・トレーニング	令和 4年 2月 ~ 3月頃

## 11 応募手続等

### (1) 申請書類の提出方法等

市のホームページ、または市役所新庁舎 14 階環境部環境政策課または岐阜市環境部掛洞プラントで書類を入手し、掛洞プラントへ直接提出いただくか又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で提出ください。(提出期間内必着。FAX等による送付、受付はいたしません。)

申請受付期間は、土・日曜・祝日を除く令和3年7月21日(水)~8月20日(金)(午前9時から午後5時)までとし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は、原則として認めません。

### (2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

### (3) 現地説明会

応募方法、提出書類、指定管理業務等についてプラザ掛洞で説明会を開催します。

参加を希望される団体は、開催日の1週間前までに岐阜市プラザ掛洞指定管理者応募説明会参加申込書(様式第14号)にて、掛洞プラントへ郵送、FAX、電子メール又は持参(土・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時)により申し込んでください。

日 時 令和3年7月13日(火)~16日(金)の1日

午前9時30分から2時間程度(施設見学、概要説明及び簡単な質疑応答)

場 所 プラザ掛洞 洋会議室(岐阜市奥1丁目104番地)TEL 058-239-9390

※参加者は会場の関係上、申請一団体につき3名までとします。なお、参加者の方には、当日受付簿に会社名及び名前を記入していただきます。

#### (4) 質問の受付

プラザ掛洞の指定管理者募集要項及び指定管理者業務仕様書に関する質問を受付けます。  
(選定・審査に関する事項は除く。)

受付期間 令和3年7月21日(水) ~ 8月20日(金)

受付方法 Eメール(kakebora-p@city.gifu.gifu.jp) FAX(058-239-9912)  
郵送

(応募団体名、連絡先、担当者名、質問を明記)

※質問の回答は、後日掛洞プラントホームページ及び掛洞プラントにおいて公表します。

※電話でのご質問又は質問書様式によらない質問及び、公平性を欠くと判断される質問についてはお答えできませんので、ご注意願います。

#### (5) 応募に係る留意事項

##### ア 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

##### イ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

##### ウ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

##### エ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式第13号)を提出してください。

##### オ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

##### カ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

##### キ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

##### ク 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

## 12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市環境部掛洞プラント施設管理係  
〒501-1185 岐阜市奥字掛洞375番地  
電話:058-239-9911  
FAX:058-239-9912  
E-mail:kakebora-p@city.gifu.gifu.jp

提出書類一覧及び様式

[ 別 紙 ]

1	プラザ掛洞指定管理者指定申請書	様式第1号	規則第5条 様式第1号
2	プラザ掛洞利用料金承認申請書	様式第2号	規則第9条 様式第2号
3	岐阜市プラザ掛洞事業計画書	様式第3号	
4	岐阜市プラザ掛洞収支予算書	様式第4号	
5	法人等概要書	様式第5号	単体法人
6	岐阜市余熱利用施設「プラザ掛洞」の管理運営に関する協定書 【コンソーシアム】岐阜市余熱利用施設「プラザ掛洞」の 管理運営に関する協定書	参考① 参考②	
7	プラザ掛洞指定管理者指定申請書	様式第6号	コンソーシアムの 場合
8	プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム構成員表	様式第7号	
9	プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム構成員概要書	様式第8号	
10	プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム協定書	様式第9号	
11	委任状	様式第10号	
12	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		
13	団体の概要及び活動状況を記した書類(経営方針、事業所等所在地、資本金等、設立、沿革、従業員数、組織)、事業の概要、障がい者の法定雇用率達成状況、活動実績等  *法人にあつては次の書類を提出してください。 (1)当該法人の登記事項証明書(申請日において発行の日から3月以内のもの) (2)印鑑登録証明書(申請日において発行の日から3月以内のもの) (3)決算書、貸借対照表及び損益計算書、財産目録その他経営状況を明らかにする書類(直近3年間) (4)法人税・消費税・法人市民税・固定資産税(都市計画税)・地方消費税の直近3年間の納税証明書 (5)役員名簿照会及び同意書	様式第11号	
14	岐阜市プラザ掛洞指定管理者指定申請にかかる誓約書	様式第12号	
15	辞退届	様式第13号	
16	その他市長が特に必要があると認める書類		
17	プラザ掛洞指定管理者応募説明会参加申込書	様式第14号	
18	プラザ掛洞指定管理者の応募に関する質問書	様式第15号	

※コンソーシアムによる応募の場合は、構成員ごとに8、9、11、12、13、14、16の書類を提出してください。

プラザ掛洞指定管理者指定申請書

(あて先)岐阜市長

令和 年 月 日

団体所在地  
団体名  
代表者名

プラザ掛洞の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1)定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2)プラザ掛洞の管理に関する収支予算書
- (3)事業計画書
- (4)団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

プラザ掛洞利用料金承認申請書

(あて先)岐阜市長

令和 年 月 日

団体所在地  
団体名  
代表者名

下記のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

記

施設名	
区分	
利用料金額	
利用料金設定理由	
備考	

記入しきれない場合は、一覧表を添付してください。

岐阜市プラザ掛洞  
事業計画書

団体名	
代表者名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	
担当者所属	
担当者	

## 事業計画書

岐阜市プラザ掛洞の管理体制についてすべての項目について具体的に記入をお願いします。

1 施設管理の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民の平等利用が確保されるための方策</li> <li>2 平等利用を確保するための体制とモニタリングの方法</li> <li>3 情報公開と広報の方策</li> <li>4 地域の実情や利用者ニーズの把握・苦情処理</li> <li>5 サービス向上・利用促進のための方策など</li> <li>6 サービスの質の確保とそのためモニタリング</li> </ul>
2 施設の管理にあたる職員について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 管理を安定して行うための方策</li> <li>2 責任者及び職員の配置(担当業務の経験年数等もわかる範囲で記入してください。)</li> <li>3 職員の管理・監督体制</li> </ul>
3 職員の勤務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 勤務時間について</li> <li>2 ローテーション</li> <li>3 人材育成等の方法について</li> </ul>
4 個人情報の取扱いについて	
5 施設の運営管理業務について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 管理施設の効用を最大限発揮するための具体的な方策</li> <li>2 上記に対する具体的方策と利用者増やサービス向上などの方策</li> <li>3 経費の縮減の基本的な考え方と具体的方策</li> <li>4 電気料金に関する提案</li> <li>5 収入増加のための方策</li> </ul>
6 緊急事態への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 緊急事態への基本的な考え方</li> <li>2 防火管理者の資格</li> <li>3 緊急連絡体制、非常時の対応マニュアルなど</li> <li>4 損害賠償能力について(加入が義務付けられている保険の取扱い)</li> </ul>
7 地域への貢献性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域の振興、活性化に対する基本的な考え方</li> <li>2 地元法人その他団体の育成(一部業務の再委託)</li> <li>3 社会活動への参加など</li> </ul> <p>※その他、地元貢献に関する事項を記入</p>
そのほかアピールしたい企画・ことがら等ありましたらご記入ください。	<p>※キャッシュレス決済の導入、環境、健康増進に関する提案等を記入</p>



岐阜市プラザ掛洞  
収支予算書

団 体 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	
担 当 者 所 属	
担 当 者	

収支予算書

単位:千円

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考	
歳入	利用料					
	受講料					
	その他収入					
	委託料					
	合 計 (A)					
歳出	人件費	人件費計				
		正規社員				
		嘱託職員				
		臨時雇用賃金(パート)				
		報償費(謝金)				
		旅費				
		その他				
	需用費	需用費計				
		消耗品費				
		燃料費				
		光熱水費(電気料除く)				
		電気料				
		印刷製本費				
		修繕費				
		その他				
	役務費	役務費計				
		通信運搬費				
		手数料				
		その他				
	委託料	委託料計				
		警備業務				
		清掃業務				
		環境衛生管理業務				
		電気保安業務				
		浄化槽維持管理業務				
		昇降機保守点検業務				
		自動火災報知設備点検業務				
		貯湯槽等圧力容器点検業務				
		危険物地下タンク貯蔵所点検業務				
		空調設備保守点検業務				
自動扉設備等保守点検業務						
ボイラー等保守点検業務						
スライダー等保守点検業務						
建築物等点検業務委託						
プール天井点検業務				R4年度実施		
その他						
使用料及び手数料	使用料及び手数料計					
	複写機借上料					
	除草、剪定及び除雪手数料					
	浄化槽・貯湯槽検査手数料					
その他						
租税公課						
合 計 (B)						
合計(A) - (B)						

収支予算書

単位:千円

区 分		令和7年度	令和8年度		備 考	
歳 入	利用料					
	受講料					
	その他収入					
	委託料					
	合 計 (A)					
歳 出	人件費	人件費計				
		正規社員				
		嘱託職員				
		臨時雇用賃金(パート)				
		報償費(謝金)				
		旅費				
		その他				
	需用費	需用費計				
		消耗品費				
		燃料費				
		光熱水費(電気料除く)				
		電気料				
		印刷製本費				
		修繕費				
		その他				
	役務費	役務費計				
		通信運搬費				
		手数料				
		その他				
	委託料	委託料計				
		警備業務				
		清掃業務				
		環境衛生管理業務				
		電気保安業務				
		浄化槽維持管理業務				
		昇降機保守点検業務				
		自動火災報知設備点検業務				
		貯湯槽等圧力容器点検業務				
		危険物地下タンク貯蔵所点検業務				
		空調設備保守点検業務				
自動扉設備等保守点検業務						
ボイラー等保守点検業務						
スライダ等保守点検業務						
建築物点検業務委託						
プール天井点検業務				R7年度実施		
その他						
使用料及び手数料	使用料及び手数料計					
	複写機借上料					
	除草、剪定及び除雪手数料					
	浄化槽・貯湯槽検査手数料					
その他						
租税公課						
合 計 (B)						
合計(A) - (B)						

## 法人等概要書

団体名	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

## 岐阜市余熱利用施設「プラザ掛洞」の管理運営に関する協定書

岐阜市(以下「市」という。)と△△△△△(以下「指定管理者」という。)とは、岐阜市余熱利用施設プラザ掛洞(以下「施設」という。)の管理運営に関する業務(以下「管理業務」という。)について、次のとおり協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (趣旨)

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市余熱利用施設条例(平成7年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。)第5条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定期間)

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。  
2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

### (会計区分)

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

### (管理業務)

第4条 指定管理者は、条例第7条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

- (1) 施設の管理に関する業務
  - (2) 貸切使用の許可並びに使用及び入場の制限に関する業務
  - (3) 前2号に掲げる業務のほか、施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。
- 3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

### (指定管理以外の業務)

第5条 指定管理者は、施設利用者サービスの観点から、前条に規定する業務のほか、以下の業務を行うものとする。

- (1) 物品の販売に関する業務
- (2) その他市及び指定管理者が必要とする業務

2 前項第1号に掲げる業務については、指定管理者が市から施設の目的外使用許可を受けて運営するものとする。

### (管理物件)

第6条 指定管理者が管理する施設及び物品等(以下「管理物件」という。)の対象は、別に市が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、前条第2項に係るものを除き、指定管理者は無償で使用できるものとする。

- 2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。
- 3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。
- 6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

### (情報の取扱い)

- 第7条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)の規定に準じて取り扱わなければならない。
- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
  - 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)の規定に準じて取り扱わなければならない。
  - 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
  - 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

### (管理業務従事者等)

- 第8条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。
- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
  - 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

### (再委託の禁止)

- 第9条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (権利譲渡禁止)

- 第10条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

### (損害の賠償)

- 第11条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

### (リスク分担)

- 第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする、
- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

### (非常時の対応)

- 第13条 指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。
- 2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

### (災害時の対応)

- 第14条 指定管理者は、施設が岐阜市地域防災計画において指定避難所等として指定されていることから、避難所等の開設及び運営等に応じなければならない。
- 2 災害対策基本法(昭和36年法律223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、施設が指定避難所等として市が指定する用途として使用される場合、指定管理者は、市と協議を行い避難所の開設及び運営等の対応を行うものとする。

- 3 前項の場合において、施設に避難所が開設される場合は、指定管理者は、別記2の災害対応業務分担表のとおり、災害対応業務を行うものとする。
- 4 市は、施設を避難所として運営する際は、下記の所管事項を実施するため、施設に市の職員1名以上を派遣する。
  - (1) 指定管理者の所管事項  
施設等の管理及び保全に関すること。
  - (2) 市の所管事項
    - ア 避難者の指定管理施設への誘導、整理、避難者対応その他避難者の安全管理に関すること。
    - イ 備蓄品の管理及び保全に関すること。
- 5 指定管理者は、市の指示により避難所を運営した場合、施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
- 6 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 7 市は、避難所として開放された施設が破損した場合、破損箇所を修復しなければならない。
- 8 市は、指定管理施設が避難所として開設された際は、避難者対応用の資機材等を配布しなければならない。なお、指定管理者が備蓄資機材等を備える必要はないものとする。
- 9 市は、次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 市は、指定管理施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、減失等が生じないように十分配慮する。
  - (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努める。
  - (3) 市は、指定管理施設使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を期すおそれがある場合には、速やかに他の避難所の確保等に努める。
  - (4) 市は、指定管理施設の使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理の後始末を行う。

#### (事業計画書の提出)

- 第15条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年度の管理業務に係る事業計画書及びその経費(収入のある施設は「収支」)の明細を10月31日までに甲に提出し、市の承認を得なければならない。
- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、経費(収入のある施設は「収支」)の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

#### (事業報告等)

- 第16条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。
- (1) 管理業務の実施状況
  - (2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)
  - (3) 料金収入の実績
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
    - (1) 管理業務の実施状況
    - (2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)
    - (3) 料金収入の実績
    - (4) 管理経費等の収支状況
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
  - 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
  - 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。

- 5 指定管理者は、第3項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

#### (委託料の精算)

第17条 指定管理者は、その収入である委託料(第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。)と利用料金の合計が、指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の100分の20に相当する額を市に支払うものとする。ただし、経費の節減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が、事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合においては、その額を当該超過額から控除できるものとする。

#### (指定の取消し等)

- 第18条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。
- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
  - (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
  - (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
  - (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
- 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
- 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

#### (原状回復義務)

- 第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

#### (文書の保存)

第20条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則(昭和49年岐阜市規則第6号)に準じて保存しなければならない。

#### (重要事項の変更)

第21条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

#### (利用料金の帰属の範囲)

第22条 指定管理者に帰属する利用料金は、指定管理者が施設の指定管理者である期間(以下「指定管理者期間」という。))において行われる施設の使用に係る利用料金とする。ただし、指定管理者期間内に発行された回数券の利用料金は指定管理者に帰属するものとする。



### (管理業務の引継)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定した者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

2 前項の場合において、指定管理者期間終了後の施設の利用に係る利用料金(回数券による利用料金を除く。)を既に収受しているときは、指定管理者は、市の指示に従い当該利用料金の額を市の指定する口座に振り込まなければならない。

### (回数券の取扱い)

第24条 指定期間開始前に発行済みの回数券は、指定期間開始後も効力を有するものとし、指定管理者は、指定管理者の負担により当該回数券による利用を受け入れるものとする。

2 指定管理者は、主に指定期間終了後の使用となる回数券の販売を特に促進してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、販売の促進があったと市が認める場合は、指定管理者は、当該販売の促進により得たと市が認める金額を市に支払わなければならない。

### (委託料、支払い方法)

第25条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

令和4年度 ○○,○○○,○○○円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度 ○○,○○○,○○○円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度 ○○,○○○,○○○円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度 ○○,○○○,○○○円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度 ○○,○○○,○○○円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。

3 委託料の支払い方法は、次のとおりとする。

(1)市は、委託料を各月ごとに分割して支払うものとし、各月の支払額は別記3のとおりとする。

(2)指定管理者は、各月の業務終了後に、請求書により前号に定める支払額を市に請求するものとする。

(3)増額燃料費が生じたときは、指定管理者は、3月分の委託料に合算して市に請求するものとする。

(4)市は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に、請求書の記載額の全額を指定管理者に一括して支払うものとする。

### (協定の変更)

第26条 市は、管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正が管理業務の実施に影響を与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができることとする。

### (協定外の事項)

第27条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 代 表 者 岐 阜 市 長 ○ ○ ○ ○ ㊟

指定管理者 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
商号又は名称 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ㊟

## 【コンソーシアム】

## 岐阜市余熱利用施設「プラザ掛洞」の管理運営に関する協定書

岐阜市(以下「市」という。)と岐阜市△△△△△施設指定管理業務コンソーシアム(以下「指定管理者」という。)とは、岐阜市余熱利用施設プラザ掛洞(以下「施設」という。)の管理運営に関する業務(以下「管理業務」という。)について、岐阜市△△△△△施設指定管理業務コンソーシアム協定書(以下「共同体協定書」という。)及び次の条項により協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

指定管理者の構成員(以下「構成員」という。)は、コンソーシアム協定書により岐阜市余熱利用施設プラザ掛洞の管理運営業務を共同連帯して実施するものとし、本協定上の債務は構成員が連帯してその債務を負担するものとする。

また、市は、本協定に基づく行為については、全て代表構成員〇〇〇を相手方とし、代表構成員に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。また、指定管理者は市に対して行う本協定に基づく全ての行為について代表構成員を通じて行わなければならない。

## (趣旨)

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市余熱利用施設条例(平成7年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。)第5条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (指定期間)

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

## (会計区分)

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

## (管理業務)

第4条 指定管理者は、条例第7条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

- (1) 施設の管理に関する業務
  - (2) 貸切使用の許可並びに使用及び入場の制限に関する業務
  - (3) 前2号に掲げる業務のほか、施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。
- 3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

## (指定管理以外の業務)

第5条 指定管理者は、施設利用者サービスの観点から、前条に規定する業務のほか、以下の業務を行うものとする。

- (1) 物品の販売に関する業務
  - (2) その他市及び指定管理者が必要とする業務
- 2 前項第1号に掲げる業務については、指定管理者が市から施設の目的外使用許可を受けて運営するものとする。

## (管理物件)

第6条 指定管理者が管理する施設及び物品等(以下「管理物件」という。)の対象は、別に市が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、前条第2項に係るものを除き、指定管理者は無償で使用できるものとする。

- 2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。
- 3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。
- 6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

#### (情報の取扱い)

- 第7条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)の規定に準じて取り扱わなければならない。
- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
  - 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)の規定に準じて取り扱わなければならない。
  - 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
  - 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

#### (管理業務従事者等)

- 第8条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。
- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
  - 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

#### (再委託の禁止)

- 第9条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

#### (権利譲渡禁止)

- 第10条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

#### (損害の賠償)

- 第11条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

#### (リスク分担)

- 第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする、
- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

#### (非常時の対応)

- 第13条 指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合には、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。
- 2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

#### (災害時の対応)

第14条 指定管理者は、施設が岐阜市地域防災計画において指定避難所等として指定されていることから、避難所等の開設及び運営等に応じなければならない。

2 災害対策基本法(昭和36年法律223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、施設が指定避難所等として市が指定する用途として使用される場合、指定管理者は、市と協議を行い避難所の開設及び運営等の対応を行うものとする。

3 前項の場合において、施設に避難所が開設される場合は、指定管理者は、別記2の災害対応業務分担表のとおり、災害対応業務を行うものとする。

4 市は、施設を避難所として運営する際は、下記の所管事項を実施するため、施設に市の職員1名以上を派遣する。

(1) 指定管理者の所管事項  
施設等の管理及び保全に関すること。

(2) 市の所管事項  
ア 避難者の指定管理施設への誘導、整理、避難者対応その他避難者の安全管理に関すること。

イ 備蓄品の管理及び保全に関すること。

5 指定管理者は、市の指示により避難所を運営した場合、施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。

6 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

7 市は、避難所として開放された施設が破損した場合、破損箇所を修復しなければならない。

8 市は、指定管理施設が避難所として開設された際は、避難者対用の資機材等を配布しなければならない。なお、指定管理者が備蓄資機材等を備える必要はないものとする。

9 市は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 市は、指定管理施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、滅失等が生じないように十分配慮する。

(2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努める。

(3) 市は、指定管理施設使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を期すおそれがある場合には、速やかに他の避難所の確保等に努める。

(4) 市は、指定管理施設の使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理の後始末を行う。

#### (事業計画書の提出)

第15条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年度の管理業務に係る事業計画書及びその経費(収入のある施設は「収支」)の明細を10月31日までに甲に提出し、市の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、経費(収入のある施設は「収支」)の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

#### (事業報告等)

第16条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)

(3) 料金収入の実績

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)

(3) 料金収入の実績

- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び經理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。
- 5 指定管理者は、第3項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

#### (委託料の精算)

第17条 指定管理者は、その収入である委託料(第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。)と利用料金の合計が、指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の100分の20に相当する額を市に支払うものとする。ただし、経費の節減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が、事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合においては、その額を当該超過額から控除できるものとする。

#### (指定の取消し等)

第18条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
- (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
- (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
- 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
- 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

#### (管理業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第19条 構成員は、コンソーシアムが管理業務を完了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定にかかわらず構成員が管理業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が管理業務を完了する。

#### (管理業務の履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第20条 構成員のうちいずれかが管理業務の履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

#### (原状回復義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

#### (文書の保存)

第22条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則(昭和49年岐阜市規則第6号)に準じて保存しなければならない。

#### (重要事項の変更)

第23条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

#### (利用料金の帰属の範囲)

第24条 指定管理者に帰属する利用料金は、指定管理者が施設の指定管理者である期間(以下「指定管理者期間」という。)において行われる施設の使用に係る利用料金とする。ただし、指定管理者期間内に発行された回数券の利用料金は指定管理者に帰属するものとする。

#### (管理業務の引継)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定した者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

2 前項の場合において、指定管理者期間終了後の施設の利用に係る利用料金(回数券による利用料金を除く。)を既に収受しているときは、指定管理者は、市の指示に従い当該利用料金の額を市の指定する口座に振り込まなければならない。

#### (回数券の取扱い)

第26条 指定期間開始前に発行済みの回数券は、指定期間開始後も効力を有するものとし、指定管理者は、指定管理者の負担により当該回数券による利用を受け入れるものとする。

2 指定管理者は、主に指定期間終了後の使用となる回数券の販売を特に促進してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、販売の促進があったと市が認める場合は、指定管理者は、当該販売の促進により得たと市が認める金額を市に支払わなければならない。

#### (委託料、支払い方法)

第27条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

令和4年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。

3 委託料の支払い方法は、次のとおりとする。

(1)市は、委託料を毎月ごとに分割して支払うものとし、各月の支払額は別記3のとおりとする。

(2)指定管理者は、各月の業務終了後に、請求書により前号に定める支払額を市に請求するものとする。

(3)増額燃料費が生じたときは、指定管理者は、3月分の委託料に合算して市に請求するものとする。

(4)市は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に、請求書の記載額の全額を指定管理者に一括して支払うものとする。

#### (協定の変更)

第28条 市は、管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正が管理業務の実施に影響を与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができることとする。

(協定外の事項)

第29条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 代 表 者 岐 阜 市 長 ○ ○ ○ ○ ○ ⑩

指定管理者 岐阜市△△△△△施設指定管理業務コンソーシアム  
代表構成員 住所 ○○○○○○○○  
商号又は名称 ○○○○○○○○  
氏 名 ○○○○○○ ⑩

## 別記1

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理(管理主体)への円滑な移行(引継ぎ)	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断または市の責めに帰すべき事由による場合(施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○



## 災害対応業務分担表

開設の判断・指示	<p>○施設所管課は、災害対策本部等から避難所等の開設指示を受けた場合、指定管理者に対応を指示する。(予想される災害の状況により、指定避難所の中から開設する避難所を選定)</p> <p>※住民、施設利用者等からの自主避難の要望があった場合、指定管理者は施設所管課等に連絡を行うこと。</p>
開設・運営業務	<p>○指定管理者又は派遣される市職員が開設及び運営を行う。</p> <p>※指定管理者は施設の安全点検、避難所等として使用する場所の確保を行うこと。</p> <p>※指定管理者は施設所管課に事前相談の上、必要に応じて貸館の使用許可の取り消しを行うこと。</p> <p>○指定管理者及び派遣される市職員は、避難者、地域住民、ボランティアと協力し、開設及び運営を行うこと。</p> <p>※指定管理者は、避難所運営マニュアル(指定管理者編)に基づき開設を行う。</p>
施設管理業務	<p>○指定管理者が施設管理業務を行う。</p> <p>※避難所の開設中(休館日、夜間含む)は、施設に業務従事者を配置すること。</p>
閉鎖の判断・指示	<p>○市対策本部等が状況を判断し、施設所管課に閉鎖に指示を行った上で、施設所管課が指定管理者及び市派遣職員に閉鎖の指示を行う。</p>
その他	<p>○災害対策本部等の指示に基づき、市が避難者用の資機材等を準備し配布すること。</p> <p>※指定管理者は、必要に応じ施設職員等の資機材や備蓄食料等を準備すること。</p>

	金額 (円)
4月分	0,000,000
5月分	0,000,000
6月分	0,000,000
7月分	0,000,000
8月分	0,000,000
9月分	0,000,000
10月分	0,000,000
11月分	0,000,000
12月分	0,000,000
1月分	0,000,000
2月分	0,000,000
3月分	0,000,000
合計	00,000,000

プラザ掛洞指定管理者指定申請書

(あて先) 岐阜市長

令和 年 月 日

(申請者)

岐阜市プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム

代表構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

岐阜市プラザ掛洞の指定管理者の指定を受けるため、コンソーシアムを結成し、指定管理者指定申請書に岐阜市プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム協定書及びその他必要書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1 申請書類

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) プラザ掛洞の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

様式第7号

プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム構成員表

構成区分	所在地、商号又は名称、代表者氏名及び電話番号
代表構成員	所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号
構成員	所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号

※必要に応じて追加してください。

## プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム構成員概要書

名称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

※必要に応じて追加し、構成員それぞれについてお書きください。

様式第9号

岐阜市プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 当コンソーシアムは、岐阜市プラザ掛洞の指定管理業務(以下、「当該業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当コンソーシアムは、岐阜市プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 コンソーシアムは、(所在地、商号又は名称を明記)内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 コンソーシアムは、本協定書締結日に成立し、当該業務の指定管理期間終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務の指定管理者の指定を受けられなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定に関わらず解散することができるものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

代表構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者名

構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者名

(代表者の名称)

第6条 コンソーシアムは、△△△(商号又は名称を明記)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 コンソーシアムの代表者は、当該業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、岐阜市及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、岐阜市と当該業務に係る協定書の締結、当該業務に係る委託料の請求及び受領、コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、コンソーシアムが当該業務を完了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定に関わらず構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

(業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第11条 構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第12条 コンソーシアムが解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第13条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

×××(構成員の商号又は名称を明記)は、以上のとおり岐阜市プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム協定書を締結したので、その証としてこの協定書△通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか岐阜市に1通提出するものとする。

令和 年 月 日

岐阜市プラザ掛洞指定管理業務コンソーシアム

代表構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

Ⓜ

構 成 員 所 在 地

商号又は名称

代表者名

Ⓜ

(※必要に応じ追加してください)

委任状

令和 年 月 日

岐阜市長

コンソーシアムの名称  
委任者 所在地  
商号又は名称  
代表者名

㊞

(※必要に応じ追加してください。)

私は、下記のコンソーシアム代表者を代理人と定め、当コンソーシアムが存続する間、下記事項の権限を委任します。

受任者

下記事項について受任することを承諾します。

コンソーシアムの代表者

所在地

商号又は名称

代表者名

㊞

委任事項

- 1 岐阜市プラザ掛洞の指定管理業務に係る岐阜市及び監督官庁等との折衝
- 2 岐阜市プラザ掛洞の指定管理業務に係る指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 3 岐阜市と岐阜市プラザ掛洞の指定管理業務に係る協定書の締結
- 4 岐阜市プラザ掛洞の指定管理業務に係る委託料の請求及び受領
- 5 コンソーシアムに属する財産の管理



## 役員名簿照会及び同意書

団体名			
役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

指定管理者応募申請にかかる資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、照会することについて本人の了解を確認のうえ同意します。

令和 年 月 日

団体名  
団体所在地  
代表者  
電話・FAX

⑩

(あて先) 岐阜市長

岐阜市プラザ掛洞指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市プラザ掛洞の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- 7 市税等の滞納がない団体であること。

令和 年 月 日

(あて先)岐阜市長

所在地  
商号又は名称  
代表者名

印

## 辞 退 届

年 月 日

(あて先)岐阜市長

申請者

団体名

団体所在地

代表者名

「岐阜市プラザ掛洞」の指定管理者の応募を辞退します。

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-Mail アドレス	

様式第14号

プラザ掛洞指定管理者応募説明会参加申込書

月 日( )開催の説明会、現地見学会に参加を申し込みます。

(あて先) 岐阜市長

令和 年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

参加者氏名	連絡先

担当:環境部掛洞プラント  
電話 058-239-9911

プラザ掛洞指定管理者の応募に関する質問書(1枚につき1件)

(あて先) 岐 阜 市 長

令和 年 月 日

団 体 所 在 地  
 団 体 名  
 電 話 ・ F A X  
 メールアドレス  
 代 表 者 名

質問者名		質問者の 連絡先	
質問の内容			
回 答			

担当:環境部掛洞プラント  
 電話 058-239-9911